

# 新国立競技場整備事業の技術提案等審査委員会設置要綱

平成27年8月14日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長決定

## 1 趣旨

新国立競技場整備事業（設計業務及び新営工事）の調達にあたり、設計・施工一貫による調達の実施等について、技術提案等に係る審議に関し、専門的かつ公正な調査審議を実施するため、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）に新国立競技場整備事業の技術提案等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## 2 審議事項

委員会は、新国立競技場整備事業の調達に関し、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 技術提案の審査等に関すること。
- (2) 優先交渉権者との価格等の交渉に関すること。
- (3) その他センター理事長が必要と認める事項に関すること。

## 3 委員会の構成

- (1) 委員会は、学識経験者等からセンター理事長が委嘱した者（以下「委員」という。）により構成する。
- (2) 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (3) 委員長は、会務を総理し、委員会の議長を務めるものとする。
- (4) 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

## 4 委員の任期等

- (1) 委員会の委員の任期は、センター理事長が委嘱した日から、工事請負の契約締結日までとする。
- (2) センター理事長が委嘱した委員は非常勤とする。
- (3) 委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た情報について、開示が決定されたものを除き、守秘義務を負う。

## 5 委員会の開催

- (1) 委員会は、センター理事長の依頼に基づき、委員会の委員長が招集し、開催する。会議を召集すべき日時が決まり次第、委員長が適當と認める方法により、遅

滞なく、公表する。

- (2) 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立する。
- (3) 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係がある（思料される場合を含む。）審議事項について、その審議等に加わることができない。
- (4) 委員長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- (5) 委員会は、技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うため非公開とする。

## 6 委員会における資料等の公表

委員会における資料及び議事録は、委員会が定める方法により、公表する。

## 7 審査結果の公表等

- (1) 技術提案の審査を経て、発注者が優先交渉権者を決定した場合は、審査結果及びその概要を公表する。
- (2) 交渉を経て、発注者が工事契約を締結した場合は、契約相手方及び交渉に係る過程の概要を公表する。

## 8 庶務

委員会に関する庶務は、センター新国立競技場設置本部の協力を得てセンター管理部調達管財課が行う。

## 9 雜則

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定める。